

学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。

また、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場であって、なくてはならない。生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身につけることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間とともに人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめの解消

- ①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする。
- ②いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害者生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・長期欠席対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、校務主任補佐、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、長期欠席担当教師、F組支援員等で構成する。

「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・学校評価アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、竜南新聞やホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。

- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合もその後の生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 令和6年度のいじめの事案

- ①「悪口を言われた」「避けられている」と子どもが悩んでいると保護者からの連絡が入り、教員へ相談したという事案。
- ②SNS上の書き込み等で、問題となった事案。

(2) 課題と解決するための今年度の取組

- ①人間関係のトラブルからいじめに発展してしまうことがあり、その不安を、担任をはじめとする教職員に素直に打ち明けられる関係を築くことが重要である。また、生徒自身がいじめの定義を知り、自分の行動には責任が伴うことを知ることも大切である。そこで以下のような取組を進めていく。

【具体的な取組】

- ・生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- ・未然防止の授業スタイルの確立をするために、生徒指導提要の4つの柱を取り入れた授業スタイルを進めていく。①自己存在感の感受 ②共感的な人間関係の確立 ③自己決定の場の提供 ④安全・安心な風土の醸成。
- ・休み時間に生徒と会話することで、日頃から積極的に生徒と関わり合い、互いに信頼し合える関係を築く。
- ・年5回（1学期2回、2学期2回、3学期1回）の生活アンケートを自宅で実施し、じっくりと思いを記述できるように配慮する。また、Formsを活用したアンケートを各学年・学級に応じて利用し、生徒の現状把握に努める。
- ・生活アンケート実施後には、担任は生徒全員と面談を行い、生徒の声に、丁寧に耳を傾ける。
- ・生徒との面談は担任だけでなく、必要に応じて学年や部活動の顧問等の教師と連携して行う。
- ・道徳の時間でいじめに関する授業を行い、生徒自身、生徒同士でいじめに対して考える時間をもつ。
- ・帰りの会の時間を使い、生活ノートを書く時間を確保し、担任と生徒とのコミュニケーションツールとして、活用する。
- ・学校以外の機関にも安心して悩みを相談できるようにするために、生徒や保護者に相談窓口も紹介する。

- ②生徒がスマートフォンや携帯、タブレット、ゲーム機などさまざまな端末を使用している現状があるため、SNSトラブルも多くなっている。学校と家庭が連携し、生徒自身がトラブルを回避し、加害者、被害者にならないようにすることが大切である。そこで以下のような取組を実施していく。

【具体的な取組】

- ・情報モラル教育を推進し、生徒がインターネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。
- ・情報モラルについて外部機関と連携し、出前授業等を実施する。
- ・SNSでの画像や動画、いじめに関わる書き込みなどを認知した際は、速やかに校内で対策を検討し、関係機関と連携を図る。
- ・本校のいじめ対策組織だけでなく、児童相談所やスクールソーシャルワーカー等、関係機関へも相談をし、いじめの解消に向けて努める。
- ・入学説明会時に、小学校6年生と保護者にSNSトラブルの現状を伝え、家での管理方法についても注意喚起を行う。

4 重大事態への対応

＜重大事態とは（「いじめ防止対策推進法」第28条）＞

- いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応フロー図」【資料1】に基づいて対応する。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・長期欠席対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取り組みに対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取り組みについては、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施し、いじめ・長期欠席対策委員会でいじめに関する取組の検証を行う。
- (3) 学期末保護者会などで、保護者に生徒の生活の様子を伝えとともに、必要に応じて、生徒が実施した「生活アンケート」の結果についても適切に情報を共有する。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する教職員対象の校内研修を年2回計画し、生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【資料2】 重大事態対応フロー図

